

滋賀県環境審議会環境企画部会

「滋賀県における今後の環境学習のあり方検討小委員会」

(第1回)概要

- 1 開催日時 平成24年(2012年)12月25日(火) 10時00分~12時00分
- 2 開催場所 滋賀県庁北新館5-A会議室(大津市京町四丁目1番1号)
- 3 出席委員 井手委員(委員長)、歌代委員、神部委員、菊池委員、来田委員、関川委員、中村委員、吉積委員(以上8名)
- 4 議 事
 - (1) 滋賀県における今後の環境学習のあり方検討小委員会について
 - (2) 環境学習の現状と課題について
 - (3) その他

<配付資料>

- 資料1-1 滋賀県における今後の環境学習のあり方について(諮問)
- 資料1-2 滋賀県における今後の環境学習のあり方検討小委員会の予定
- 資料1-3 滋賀県における今後の環境学習のあり方検討小委員会での検討の流れ
- 資料2-1 滋賀県における環境学習関連条例、計画の策定をめぐるこれまでの動き
- 資料2-2 滋賀県環境学習の推進に関する条例
- 資料2-3 滋賀県環境学習推進計画(第2次)の概要
- 資料2-4 県内の環境学習の現状と課題
- 資料2-5 環境保全活動・環境教育推進法改正の概要
- 資料2-6 環境保全活動・環境教育推進法(第7条)に基づく基本方針の改正の主なポイント

<参考資料>

- (資料2)
- 参考1 滋賀の環境学習のあゆみと関連事項
- 参考2 滋賀県環境学習懇話会の提言
- 参考3 滋賀県環境学習推進計画(第2次)
- 参考4 滋賀県の環境学習に関する状況について
- 参考5 平成24年度環境学習関連事業(施策体系別)
- 参考6 平成24年度市町環境学習関連事業

- 参考 7 第 4 5 回県政世論調査～環境に関する事項（結果報告）～
参考 8 我が国における「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」実施計画
参考 9 今後の環境教育・普及啓発の在り方を考える検討チーム（報告書）
参考 10 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（新旧対照条文）
参考 11 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（新旧対照）

<その他冊子等>

- ・「環境からの学びを次世代へ」～滋賀の環境学習データ集 2011～
- ・マザーレイク 21 計画<第 2 期改定版>
- ・滋賀県低炭素社会づくり推進計画 概要版
- ・滋賀の環境 2012（平成 24 年版環境白書）
- ・滋賀の生涯学習社会づくり基本構想

<当日配布資料>

- ・第 6 回生物多様性協働フォーラム（チラシ）
- ・琵琶湖ハンドブック改訂版

5 概 要

（1）滋賀県における今後の環境学習のあり方検討小委員会について

委員長：

この小委員会の委員長に指名されました、滋賀県立大学の井手と申します。今回の小委員会は、直接のきっかけとしましては、昨年の法改正などに伴うものと聞いておりますが、後ほど事務局のほうから説明がありますように、そういったいろいろな経緯はひとまず置いて、かなり自由に、今後の滋賀県における環境学習のあり方を考えていいと聞いております。特に先ほど課長の挨拶の中にもありましたように、国のほうも単なる学習ではなく、実践というキーワードを取り入れているようです。本日お集まりの委員の皆さまの顔ぶれを見ていただいても、その実践というところを意識したメンバーになっていると考えております。そういった意味で、かなり自由にご議論をしていただければと思っています。

また最終的には、これも後ほど説明がありますが、この小委員会として報告書をまとめると聞いております。昨今、お蔵入りになるような報告書も多いわけですが、ただ、何か大きく政策等が変わるきっかけになるのも、やはりこういった委員会におけます報告書です。ぜひそういったきっかけになるような形でまとめ上げることができればと考えておりますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

そうしましたら、次第に従いまして、まず、議事の（1）「滋賀県における今後の環境学習の

あり方検討小委員会について」ということで、この小委員会設置の経緯でありますとか、今後の予定等について、まずは事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局：

<事務局より説明【資料1 - 1 ~ 3】>

委員長：

はい、ありがとうございました。以上、この小委員会設置の趣旨とか、今後のスケジュール、それから最後に、この委員会としてのアウトプット、まとめのイメージということでご説明をいただきました。ここまでにつきまして、何かご質問等はございますでしょうか。最後のまとめのイメージについては、多少議論が要るかなと思っております。それに対するご意見でも結構ですので、いかがでしょうか。

ちなみに最後のまとめのイメージは、全く何もないと議論がスタートしないので、ひとまず事務局のほうで作っていただきましたが、かなり硬い。硬いというか、もうガチガチの立派な報告書のイメージで、たった4回の委員会でこのような報告書の作成は難しいかなと個人的には思っております。そういったことも含めまして、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。そうしましたら、また後ほど、次の議事の(2)の説明をいただいた後に、まとめて委員の皆さまからそれぞれご意見をちょうだいする予定になっておりますので、ひとまず次の議事の(2)「環境学習の現状と課題について」に進めさせていただきます。特に県内におけます環境学習の現状でありますとか、関連します国の動向について事務局の方から説明をお願いします。

(2) 環境学習の現状と課題について

事務局：

<事務局より説明【資料2 - 1 ~ 6、資料2参考1 ~ 11参照】>

委員長：

はい、ありがとうございました。この後、初回ということで、それぞれの委員の皆さまから、日ごろ滋賀県の環境学習等について感じておられる問題点であるとか課題、あるいは、逆にいいところに関してご意見を伺っていきたいと思うのですが、その前に、これまでの事務局からの説明につきまして、何か不明な点とか質問等がありましたらお受けしたいと思えます。いかがでしょうか。

では、私のほうからまず一点指摘を。事前にも申し上げていたのですが、資料2の4に、「県内の環境学習の現状と課題について」というところで、いろんなデータを示していただいています。中でも県政世論調査の今年度の結果として、2ページの図表3に、「日ごろから環境学習をしていますか」という質問に対する回答結果の集計が出ていますが、私なんか、「環境学習をしていますか」と聞かれたら、どう答えていいのかよく分からない。よくこれで皆さん答えられ

たなど。あるいは、どう考えられて「している」、あるいは「していない」と答えられたのかがよく分からないのですが、このあたりも、この小委員会で議論しなければいけない点でしょうね。何も環境学習、環境教育というふうに非常にきっちりと枠をはめてしまう必要もないのではないかと思います。

いかがでしょうか。何かご質問とか、ございませんでしょうか。

委員：

よろしいですか。

委員長：

はい。どうぞ。マイクが来ますので、よろしくをお願いします。

委員：

一点は、今委員長がおっしゃった、この図表の3の部分です。中身とか環境学習を一体どういうふうに捉えているかという部分なんですけど、特に前回は20年で、今回は23年ですね。3年の間に、かなり学習率が上がっています。これは好ましいんですが、わずか3年でここまで上がっているということに関して、県として、あるいは滋賀県の環境計画として、どのあたりの取り組みが、がこういう数字反映していると思われるのか。

もう一点、7ページのところで、対象者別の実施件数というところで、一般対象の環境学習の機会が一番多いと出ていますが、もう少し教えていただきたい。私は学校教育よりは、むしろ社会教育の視点から環境学習に携わっているものですから、やっぱり数だけではなくて中身も問題だと思うんですね。僕のイメージでは、具体的に滋賀県の一般対象のものを細かく見ているわけではないですが、単発のイベント的なもの、そういったものが非常に多くて、数はあっても、体系的なものが少ないですね。特に地域における環境学習ではこのあたりが非常に重要なキーワードになると思います。この59の中身というか、どんな、どの程度の学習機会がこの中に含まれてるのかということが分かれば、お教えいただきたい。

委員長：

はい、委員から二点ほど質問をいただきました。順番に参りましょうか。まず一点目は図表の3ですね、資料2の4の。前回、平成20年度の調査から今回の……ちなみに、これは平成24年度調査と考えればよろしいんですね。そうすると、4年間ということですか。3年でも4年でもほぼ同じようなものですが、その間に「できるだけしている」という回答が12.4ポイント増えているわけです。これにつきまして、何か県のほうで理由について考察等をされているかどうかということですね。なかなか難しい質問ですが。

事務局：

分析というところまではいってないんですけども、まず参考の情報としましては、お配りさせてもらっています参考の7という資料がございまして。

委員長：

参考の7ですね。

事務局：

はい。この参考の7というものが県政世論調査の、こちらも概要なんですけれども、もう少し詳しい内容をまとめております。この中の参考の7の3ページ目で、環境学習に関する事項ということで、問い34なんですけども、「日ごろから環境学習をしていますか」という問いの中で、事務局のほうでも環境学習をそれぞれのアンケートの回答者がどういうふうに捉えるのか、分からない部分はもちろんございますけれど、一定の定義と一緒に、質問をさせていただいています。

事務局の思いとしましては、環境学習というものが何か単発のイベントとかいうよりも、日ごろから普段の取り組みの中で学習など行ってもらえれば、「積極的にしている」、「できるだけしている」と回答していただけるのかなという思いで作成いたしました。また「平成20年度の調査との比較」というところを考慮しておりました。

大きく10ポイント以上と増えているというのは、非常に望ましい状況だと思いますし、前回も同じような聞き方をさせてもらって、もちろん回答者は違いますので、それぞれの回答者がどういった思いでということまでは分析はできておりませんが、まずはそういった状況だということに捉えております。

また一方で、そういった環境学習の状況が広がってきているということにつきましては、環境学習センターを立ち上げ、また、一般の方との相談などを平成17年から行ってきていますし、そういった中で、県民の方との環境学習のふれ合いという部分でありましたり、あるいは、「うみのこ」であったり、「やまのこ」であったり、さまざまな県事業を行っております。その環境学習の総合力により、徐々に増えてきているのかなと事務局としては考えております。

それぞれの事業につきましては、アンケートを取っているとか、そういうところもあると思います。そういったところから環境学習の広がりについて、もう少し拾っていったらということも思っています。

委員長：

まず、県政世論調査の問題点として、連続して質問していないのです。とびとびでやっていて、しかも、この環境学習については平成20年度が初めてで、今回が二回目、たぶんそういうことですね。ですので、連続的に変化を見ていけないものですから、この二時点だけの比較しかできないという問題があります。社会情勢の変化とか、そのあたりが影響しているのかもしれないですね。もしあれば、次回に、この質問に関する属性別のクロス集計なんかも見せていただければ、もう少し分かることがあるのかもしれない。分かりませんが、そのあたり大事なところですので、資料としてお願いできればと思います。

それから委員の二点目、これは図表の16ですね。滋賀の環境学習データ集の中から取ったやつで、一般が飛び抜けて多いという点に関してです。ただ私に言わせると、この環境学習関

連事業とはそもそも何なのかがよくわからない。要は委員がおっしゃるように、イベント等を行いましたかということ聞いたのであれば、こういう結果になるのかもしれませんが、もう少しここで回答者に何を尋ねて、この59件の回答があったのか、事務局のほうから補足していただけますでしょうか。

事務局：

資料図表の16の「滋賀環境学習のデータ集」ですけども、こちらのほうはまず県事業の集計がございます。庁内、教育委員会を含めた関連の事業ということで、その取りまとめを環境政策課が行っています。

その中で、その県の事業は対象とするものが一般全てというところが多いわけですが、必ずしもイベントだけではなく、環境学習を主目的にしている事業や、環境学習関連として環境学習は主目的ではないけれど、一部環境学習にもつながっている、そういった事業も集めて、データ集を作りました時点では96事業としてまとめたものでございます。

また委員ご指摘のように、イベントそれぞれ対象があると。年配の方を対象とした事業、小学生なり生徒を対象とした事業と、それはそれぞれ事業ごとに対象を絞って行うというのが適切なやり方かなと思います。ただ、取りまとめの現状としましては複数回答になっていますので、対象を絞っている事業でも、一般の方が参加でき対象であれば集計しているため、一般全てが多くなっているかと思えます。

委員長：

ちなみに、資料6というのがありますよね。これは年度は違いますが、要は先の図表というのは、こういう市町、県の関連部局に照会して上がってきた、ここに載っているような事業数を集計したという理解でよろしいのでしょうか。

事務局：

はい、そのとおりです。参考で付けさせていただいて、参考の5というものは県の事業でございまして、参考の6が市町の事業です。

委員長：

ごめんなさい。5が県ですね。6が市町。

事務局：

はい。こちらにも載せています図表16というものは、平成23年度の県の事業と市町の事業のまとめというものです。

委員：

今私は、例えば、ここ参考の6にでも、そういった中身について、数は分かるんだけど、分からないんですが、そういうのというのは、簡単にというか、少し調べれば出てくるものな

のか。出てくるようでしたら、またどこかで見せていただくと、たぶんこれからの。

委員長：

おそらく中身的には、この今回の参考資料の5と6に挙がってるようなものと、そんなに変わらないのではないかなと。

委員：

問題は、だからそういった単発なのか、それだけなのか。単発かどうか、知りたいんですが。

委員長：

私も少し勘違いしていたところがあったんですが、ここの集計はあくまでも行政がやっている環境学習関連事業ということですね。そうですね。確かに事業名だけをつらつらと見ただけでは、中身が分かりづらいところがあります。市町のほうは結構事業内容まで書かれていますけれども。

事務局：

資料としてはございまして、市町のほうは参考6のとおりですし、県事業のほうでも、環境審議会企画部会のほうには、それぞれの事業の詳しいものをご報告させていただいています。こちらの詳しいものにつきましては、今回の資料には付けておりませんが、次回の委員会では詳細まで分かるように追加します。

委員長：

はい、よろしく願います。そうしましたら、既にご質問の中で何点か問題点らしきものに関する指摘もございましたが、改めまして初回の委員会ということで、委員の皆さまお一人ずつから、特に滋賀県におけます環境教育、学習等に関して、日頃から考えておられる問題点、課題、あるいは、こういうところが他県にない、いい点ではないか、そういういい点、悪い点、いずれでも結構です。お聞きしたいと思います。そうしましたら、どなたから話をお願いしましょうか。

委員：

はい。幾つか質問と、あと滋賀県の環境学習での利点について、簡単な意見をさせていただきたいと思います。まず質問に関してなんですけど、先ほど言われたかと思いますが、まず報告書の位置付けとして、報告書が半年と、かなり短い期間で作り上げる必要があるかと思うんですけど、一応この報告書がベースになって、条例とか計画がつくられるということなので、かなり重要な位置付けになるのかなとも思いますので、実際に市民の方とか、学校で実践をされている方の意見や考えをできるだけ踏まえたものにした方が良くはないかと思います。スケジュール的にも短いというのもあるんですけど、いろいろと先ほどのデータとかで示されている情報以外に、新たに市民や環境関係者等の意見を得るチャンスというか、機会というのはあ

るんでしょうか。

スケジュール的に市民、資料の1の2の裏側にも、スケジュールのイメージというところで書かれていたんですけども、市町と住民の方の意見が具体的に入るところがなさそうな感じと、あと関係者、関係機関へのヒアリングというのが誰を示しているのかということが、気になった点が一つです。

二つ目としましては、ESDへの対応ということが最初言われていたかと思うんですけど、今ざっと見た感じだと、ほとんど環境学習、環境教育の内容なのかなと思うので、どういふかたちでそのESDを組み込んでいくのかというのは、たぶん非常に大きな難しいところだと思うんですけど、それについての、もし考えがあればお聞かせいただければと思います。

あと資料1の3のところのまだ報告書のまとめのイメージだけだと思うんですけど、内容について分かりづらく感じました。例えば、推進に当たってのところ、「各主体の役割」というところが、下のほうにも同じように「各主体の役割」というのがあります。やはり法律のほうでも協働ということが重要なポイントになっているので、どういふふうに、例えば市町村レベルと協働していくのか、企業とか学校とか、あと住民とかNPO団体とのどういふふうな協働連携をしていくのかというのは重要なポイントなので、そういうのもどこかで示すことができなと思いました。

あと滋賀の環境学習に関する利点についての意見なんですけども、やはり環境学習の場が重要ということが意見の中でも出てきてたんですが、琵琶湖というのが非常に滋賀にとっても何よりもの宝というか、一番の環境学習の場かと思えます。マザーレイクというプロジェクトもありますけど、琵琶湖を生かした何か環境学習をしていくことが滋賀県の環境学習の一番のメリットかなと思います。以上です。

委員長：

はい、ありがとうございました。そうしましたら、まず質問のほうから。ちなみに、三点目におっしゃった各主体間の連携、協働をどうするかということにつきましては、それはこの委員会の場で議論していく重要なテーマだということで、とりあえず置かせていただきます。まず最初に、報告書の位置付けということに関して、いわゆる市民とか、現場で教育に携わっている方々からの意見を聴取することがタイミング的にできるのか。あるいはそれと関連して、ヒアリングというふうになっていますが、ここでいう関係者、関係機関とは何か、ということについてお答えいただけますでしょうか。

事務局：

ありがとうございます。環境学習の関係者、関係機関としましては、現場でやってらっしゃる、まずは市町の環境学習の担当さんなりを考えておりましたのと、また関係機関としましては、環境学習の関連の施設などがございますので、そういった施設でのヒアリングなども当初は考えておりました。

また市民の方へのヒアリングやそういう機会というご意見の中で、これは検討させていただきたいと思うんですけども、例えば、県政モニターアンケートという、そういったアンケート

の機会がもし取れるのであれば、これは広報課との協議になると思うんですけども、そういった機会も検討はできるかと思います。

委員長：

今のお答えでよろしいでしょうか。

委員：

はい。

委員長：

なかなか大きな計画ではないので、パブリックコメントみたいな形は難しいと思うんですが、私もやっぱり、例えば市町だけではなくて、そういう関係で活動しておられるNPOさんであるとか、限られた人数でもいいので、もう少し幅広い関係者からご意見をもらうようなことが望ましいかなというふうに思います。

それから二点目、ESD対応ということですけども、これはむしろ委員のほうから、私も含めて「ESDとは何？」という感じなので、ESDについて簡単にご説明いただいて、その上で、今回の小委員会ですらどういった点を検討していくべきかについてご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員：

ESDに関しましては、持続可能な社会づくりとか、持続可能な発展のための教育ということで非常に幅広い定義があるので、なかなかこれというのは難しいと思うので、たぶんそれぞれの地域ごとによって、その定義というのが出来上がってくるのかなと思います。

なので例えば、今回の報告書のところでも、「滋賀が目指す環境学習」というところが、まさに目指す社会イメージ、人間像というところにESDというのに関わってくるかと思います。結局、持続可能な社会をつくるという中で、環境だけではやはりやっていけないところがあるので、経済活動であったりとか、人権であったりとか、そういうものの課題をどうやってつなげるかということが非常に重要なところかと思うので、そういったさまざまな課題をどうやってつなげるか。また、そのつないだものをどうやって実践に活動できるのかということも、考えて行動できる人たちを育てることがESDのポイントになってくるのかなと思います。そういったESDのイメージも、できれば関係者の方々にもぜひ意見をもらいながら、そのイメージというか、目指す方向性というのを固められればなと思っています。

委員長：

はい、ありがとうございました。おそらく事務局云々ではなくて、まさにこの小委員会で議論すべきポイントがそこにあるのではないかという気がしています。もともと私の理解では、国の改定された法律もそもそも名前が全然違ってきますよね。もともとは「環境保全のための××の環境教育の推進に関する法律」であったのが、現在は「環境教育等による環境保全の取

組の推進」になっています。おそらくそのあたりがE S Dの目指しているところとまさに一致しているのかなという気がします。

おっしゃるように、環境学習のための環境学習を考えるのではなく、持続可能な社会のために、あるいは、そのための人づくりとしての環境学習を考えることがまさにこの小委員会の議論の中心になるように感じておりますので、質問というよりはご意見としてお伺いしておきます。よろしいでしょうか。

委員：

はい。

委員長：

そうでしたら、続いてお願いできますか。

委員：

はい。僕は学校現場にいたので、学校で行われている環境学習・環境教育について今感じることをお話をさせていただきたいと思います。

先ほどからいろんなデータがあって、エコアクションの認定数やN P Oの数が増えてきているとありました。世間の意識調査も、環境学習に対して「やっている」という人が増えているということで、世の中では環境学習、環境教育が盛んになってきていると思います。学校で行われている環境教育も、時間数としては増えてきています。

でも、世の中がどんどん伸びていっているのに、学校のほうはそこまで伸びていないように思います。

例えば、さっきのデータからいくとエコクラブは、滋賀県が22年に予算をつけなくなったり、23年で国がやめたりとかした関係もあるので、やはり一時期よりも、数は減ってきています。

また環境学習センターの相談件数についても、本来なら世の中の環境学習のニーズの高まりから考えると横ばいではなくて、もっともっと増えていくべきところが増えていないのはなぜでしょう。各学校が独自の環境学習を実施できてきたので相談の必要がなくなったとか、環境学習で取り扱う内容が地域に密着しているので、より地域をよく知る役場とか地元の人に相談するようになったからといった理由で、環境学習センターへの相談件数が減ったというのだったかわからないこともないですが、そうでもないように思います。ですから学校現場での環境学習は伸び悩んでいるように思います。

でも、学校の中にも悩みがあります。先ほどからこの中の議論にもなっているように、環境学習とは何なのかということがきちっと説明できるかと言うと難しいです。学校で教えている先生もそうであると思います。

あるとき、環境教育が、環境問題から発したのから少し広義の環境教育といわれて、さらにE S Dが入ってきました。資料を見ていると、平成13年に環境学習の懇話会の提言の中に、既に地域に根差した環境学習の推進ということで、「環境汚染、自然保護など、従来の環境視点

に加えて、環境学習は食・住・歴史・文化などへ幅を広げること」とあります。もう平成13年にある意味ESDの考え方がとらえられ、広義の環境教育が提言されているにもかかわらず、学校では、環境学習というとやっぱりどうしても「ごみ拾いをしよう」とか、「水質を測ろう」とかいうことにつながる傾向がいまだにあります。現場が付いていっていないなと思っています。

だから、では、どうしたらいいかと言うと、やはりよい実践を交流する機会を増やさなければいけないのに、今逆に減ってきています。例えば、こどもエコクラブの交流会はありますが、昔やっていた環境学習モデル校やエコスクール指定校の交流会はなくなっています。環境教育の実践の交流の場は減っています。環境教育に関する県の予算についてもこれからさらに必要になってくるはずなのに削られてきているということもあります。環境教育に携わる人材育成も大事ですし、指導者同士の交流の場もつくられることが大事なと思っています。

教育委員会は、今年からしが環境教育リーディング校ということで指定校つくって、ESDの実践を先進校でまとめて普及させていくということにしています。それもやはりその学校だけの研究にならないように、学校間の交流が必要かなと思います。ESDとの関連や生涯学習として環境学習をとらえるなら教育現場だけで考えるのではなくて、先生がもっと大きな視野をもってNPOや市民など様々な立場の人と一緒に環境教育について考えるような場も必要です。

例えば、学校に僕が戻って、「ESDは」という話をしても、ESDはあまり知られていません。ESDのための10年の期間の8年目になってもこの状態ですので、やはりもっと研修が必要です。また、人材育成も必要であるし、その人材育成した人を活用する、そういう機会も大事なかなと思っています。

委員長：

はい、ありがとうございます。そうしましたら、続きましてお願いできますでしょうか。

委員：

失礼します。私は公民館にいますので、社会教育の立場から少しお話しさせてもらうのと、それから、以前学校現場にいましたので、学校現場からのお話もさせていただきたいと思います。

今、委員のほうから学校について言われましたけども、学校教育で一番不足してるのは環境教育を推進するための人材です。そしてその人材を、どういうふうにして学校へ来てもらうかです。

生涯学習課のほうで、今自然体験活動指導者養成講座をやっています。この養成講座の目的は学校へ支援する人材を育成するためなんですけども、それを生かす場所がないんです。逆におられるけども、それを学校が使い切れてないというところがあるんです。先生方自身が自然体験活動を行うのはなかなか難しいです。だから外部からでも来てもらうことは大変いいのではないかと思います。

というのは私、「やまのこ」、今4年生を対象に県内すべての学校でやっていますけども、その事業のほうの立ち上げに関係したんです。当時は各学校に、「森っこスクール」といって、各県

事務所の森林整備課の皆さんが山のことを知ってほしいということで、各学校へ行っておられたんですよ。学校へ指導に3、4人がチームで。それも、その各学校の自然に合わせて、春、夏、秋というふうに。春は芽吹きを見よう、夏はさらにその葉っぱを見よう、秋になったら、そのドングリでいろんなもの作ったりとか、学校へ行って、そこで先生方といろいろ話をしながら、先生方も勉強しながら教材を使ったんですね。そういう場所だったんですよ。

ところが、今の「やまのこ」は、指定された場所へ行きますが、学校の自然とは全然違います。以前は指導者が学校へ行くことによって学校も活気づくし、子どもたちも身近な学校のところの身近な自然を体験にすることができました。今はもうそういうことはなくて、行ったらそれで終わりです。総合的な学習の中に「やまのこ」も位置付けられていますけど、それも打ち上げ花火で終わってしまうんですね。

人材、特に学校を支援する人材をどう育てるか。講習会でいろいろやっても、それを生かす場所がなかなかないんです。そういうことで学校と支援者の関係をさらに強くしていくことが大切ですね。

市町村でも緑の少年団とか、自然観察会とか、いろいろやっています。環境学習の場合、三段階あるんですね。「親しむ」、「学ぶ」、「守る」です。「親しむ」のベースがなかったら、なかなか次の段階へ進むことができないんですよ。小学校の低学年、そこで十分親しんでいく。その中において、自然が楽しいなと思って学ばんですね。

だから、低炭素社会の学習においても、いきなり5年生、6年生に学習を入れたとしても、自然に親しむことがなかったら全然駄目なんです。低学年のほうに親しむということを十分入れてなければ駄目なんですけども、それができないんです。

というのは、公民館でも自然観察会、野外体験活動、キャンプとかやっています。ところがその指導者がいないんですよ。植物を教える、昆虫に親しむ、名前知らなくてもいいです。昆虫に親しむこと、あるいは植物を調べること。夜は天体とか。河原ではいっぱい岩石があるではないですか。低学年だったらだったら、色、形。中学年だったら、火成岩とか堆積岩とかに分類できる。そういうふうに見分け方を指導する方が近くにいない。その人材育成をすることが大切です。

私も40年ほど前に人材育成に関わったことあるんですけども、それは琵琶湖博物館などの自然体験施設が全くないときですね。自然保護課が自然観察会を始めて、自然観察指導ができる人材育成をしようと年次計画でやっていったんですね。最初30人から始まりました。その後自然観察会を何回かやって、その観察会を企画するための人材育成をしたんですね。

そこでは、どういうふうプログラムするか、どういうふうにお客さん集めるか、植物をどういうふうに教えるか、昆虫をどういうふうに教えるか。そのことを講座を通してやってきたんですね。それを何年かやると、どんどん輪が広がってきました。最初30人だったのが、250人まで広がりました。250人が自然観察会をできるんですよ、各市町村で。市町村が「自然観察会しましょう」と言ったら、そのメンバーで行くんです。そのことによって自然観察会が広がりました。

私もそのメンバーだったけど、それが廃止となって、その人材育成は止まりました。そうしたら、もう自然観察指導をする人がほとんどいなくなったんですね。人材育成と活躍する場所

を与えるということで、どんどんどんどん環境学習は広がっていくと思います。そのシステムが今はありません。

委員長：

ありがとうございます。お願いできますでしょうか。

委員：

遅れまして申し訳ありません。質問ですけど、私、今地域のNPO団体さんを支援する、そういう組織にいる関係で、この県内の環境学習の現状と課題についての県民NPOのところで、環境保全を活動分野とする法人が228団体もあるということで、少し実感とは違うなという、そういう感じがあります。現在、県内にNPO法人は570法人ありますけれども、その40%を占めているという感覚が私にはありません。これは、どのように調査してこの団体数を出してきたのか、知りたいと思います。

それから2ページ目のほうに、「リーダー養成の環境学習も実施されているが、人材の活用に至るまでの体系的な仕組みができていない」とあります。この文言の根拠はどこにあるのかを知りたいなと思います。

委員長：

はい、まずご質問についてですが、資料2の4の最初の図表1ですね。ここでNPO法人として環境保全を活動分野とする団体が昨年度228団体となっています。こちらの集計の根拠ですね。それはどうなってますでしょうか。

事務局：

図を作成する際に、県民活動生活課のほうでNPO法人の数は把握しておりますので、環境分野での活動をしている法人数ということで照会をして、それで得た数を載せさせていただいてまして、少し認識が違うということでしたら、再度確認はいたしますけども、一応そういったことと。

委員長：

どうも、いろいろな活動目的があって、数ある目的の中の一つに環境保全が入っているような団体が全部引っ掛かっているような気がします。

委員：

でしょうね。複数選べるんですよね、あれは事業目的を。そういうことですか。

事務局：

そういうことで、複数でも一つでも環境保全に引っ掛かっておればアンケートの対象にしておりまして、実は今年度もアンケートをやりましたけど、320者ほどに発送いたしましたの

で、前回よりかは増えているのではないかということも思っているところです。

委員長：

それから二点目、同じく資料2の4の2ページ目の、これは特に図表等がないような気がしたんですが、「リーダー養成の環境学習の実施されている」云々の、特に後半部分の「人材活用に至るまでの体系的な仕組みができていない」という記述の根拠についてですね。

事務局：

はい、数字として何かで表れているというものではございませんで、環境学習推進計画の中の課題ですけれども、以前から言われ続けていることです。やはり一事業を担当しておりますも、例えば、幼児の自然体験型環境学習という指導者育成講座をやっており、そういったリーダー育成をやっておりますが、その後、では、その指導者が実際に現場で活動し、さらにそこで育成した幼児が、次、小学校、中学校と上がって行って、さらに学びにつなげていっているか。その仕組みづくりについては、一事業を担当しておりますも、なかなか見えてこないところもございますので、数字として何かこの根拠はというのは今ありませんが、一事業を担当しながらも、こういうことはありますし、また推進計画の中でも言われ続けてきた課題だということです。

委員長：

今のような回答でよろしいでしょうか。それ以外としまして、委員、県内の、特に環境学習にこだわる必要はないと思うんですが、何か問題点等ありましたら。

委員：

いいですか、短くしますから。

委員長：

はい。

委員：

先ほど来、3人の方から聞いた中で、いわゆる県内の人材、特に中学生とかに対するリーダーがないという。私も同感です。こどもエコクラブに過去4年間携わっておりますけど、関係しておりますけれども、例えば、こどもエコクラブの数は非常に多いというふうに、少し減っていますけど多いというふうには感じていますが、発表の場というところへ参加するのは、例えば、淡海エコクラブ活動交流会へ参加するのは毎回10団体以下なんですよね。7団体とか8団体とかです。しかもこの4年間、顔ぶれが全部一緒だという、そういうふうな結果になっています。

そういうことから考えますと、エコクラブに登録している団体は多いけれども、活動実態は果たしてどうなのかなと思いますし、また、それを指導される指導者の方が発表の場の重要性

というものをどうも重要視してないような、そういうふうな気が、これは私個人の意見ですけど、これ非常に重要なステップだというふうに私思いますけれども、そのところを重要視してないような気がします。

また、その発表団体に対する評価ですけども、どうもE S D的観点というのがまだまだそこに普及してなくて、ごみ拾いでありますとか水質、そういうふうなところに携わるクラブが高評価を受けるといようなところで、E S D的観点で地域を愛するとか、人と人のつながりを大切にするとか、そういうふうな部分をどうも遊びであるというふうな、そういうふうな理解で評価されているような、そういうふうな気がします。そのところを少し普及するためにも、こういった場で議論したいなというふうに思います。以上です。

委員長：

はい、ありがとうございました。続きまして、お願いいたします。

委員：

はい。自分の体験とこれからのたぶん議論の課題になることについて考えるところをお話しさせていただきます。

間違いなく、今、国の方向というのは環境学習、環境教育をE S Dの視点から再構築しているということで、前回の法律と今回の法律で一番違うのは、環境教育の定義自体が大きく変わっていることです。前回は「環境保全についての理解を深める」と書いてあったところが、今回の法律では「持続可能な社会の構築を目指して」というふうに最初の文言から変わっています。また法律名に環境教育等の等が付いたということが実は非常に重要なんですね。これ環境教育だけではなくて、他の社会教育も学校教育も含めて、いろんなところがまさにこの持続可能な社会づくりに向けて、協働で、つながりながらやっていくこと、今こういった持続可能な社会づくりを目指した環境教育という方向で動いているわけです。当然、これからの滋賀県の環境教育のあり方も、その点をしっかりと見据えながら議論していくべきだというふうに思います。

そのときにこれから、やはりつながりというキーワードが非常に重要なんですね。特に国でもつながりと協働、そのあたりが非常に重要なキーワードとして出してくれています。もう一つ言えば、やはり体験、特に直接体験というものをどう提供していくかということです。また、これまではどちらかというと、自然だけだったんですけども、自然だけではなくて、文化にしても、あるいは社会、あるいは人ですよね。そうしたさまざまな視点でのこのつながりにわれわれ一人一人がまずは気付くということ。気付いた上で、よりよいつながりがどうあるべきかということ想像する。ちゃんと自分でイメージできること。そしてイメージするだけではなくて、それをどう具体的に行動へと結び付けていくのが大切だと思います。

やはりそういう意味では、今これからの環境教育は、学びをそろそろどう具体的な行動へと結び付けていくのか、そのあたりがこれからの環境教育の重要な課題だと思います。

そのときに、キーワードとして出てくるのは、学校教育においてはクロスカリキュラムなんですよね。単に総合的な学習の時間だけで考えるのではなくて、理科にしても社会にしても、

道徳にしても音楽にしても図工にしても、いろんな教科の中で共通の視点として環境というものを意識しながらどうそれを体系的に結び付けていくのか、そういうカリキュラムをどうつくっていくのかということです。また、行動する力をつけるということであれば、グローバルからローカルに持っていくのか、ローカルからグローバルな視点へとつなげていくのかということであれば、僕はまずはローカルな視点から、地域課題というものを通して自分たちで考え、そして実践しながら、まずは自分たちの地域というものを地域の間人同士がまさにつながりながら解決していく。そういった身近な、より具体的な実践というものを通して、まさに気付き、学び、そして行動していく、そういった実感というものを身に付けていく必要があると思います。

もう一つ言えば、もっと環境教育というものを生涯学習という視点から捉え直してもらいたいという希望もありますね。学校教育は学校教育、社会教育は社会教育ではなくて、これからの課題は学校教育と地域の社会教育をどうリンクさせていくかですよ。学校教育で学んだことを今度は地域で生かしながら、やがてはそれが成人での環境学習へとつながっていく。そういう視点から考えると、学社融合の取り組みというものをどうつくっていくのかというあたりも、たぶん課題になると思います。

最後に、もう一つのキーワードは、そういった学びを行動に結び付けるための一番今僕が考えている重要なキーワードがソーシャルキャピタルなんですね。つまり人と人との交流であり、つながりであるとか、地域の人とのそういう信頼感であるとか、実はそういったものがいろんなかたちで地域での活動とか、社会での活動、行動に結び付く重要なポイントになっているということが今いろんな研究から出てきた。そのためにさっき少し聞いたのは、単発の学びばかりやってても、そういう人と人とのつながりというのはできないからです。ある程度の体系性というものを考えながら、ただ、その中でも知識ということだけを与える学びではなくて、そういった体系的な学びの中でどう人と人をつなげていくのか、そういう視点を持った環境教育のプログラムというものがこれから必要になってくると思います。そういったあたりを皆さんといろいろと議論できればいいかなというふうに思っております。

委員長：

はい、ありがとうございました。そうでしたら、続きましてお願いいたします。

委員：

はい。私はもともと企業のほうに勤め、その後に霞ヶ浦のNPOで職員をしまして、まさに今テーマになっております企業とか市民の皆さんをどうやってまとめながら地域の課題を解決していくのかというところに携わっておりました。

環境問題、いつもこのテーマで思うのが、何をしたら環境学習なのかというところがいつもつかかってしまっていて。例えば、子どもを野山に連れて行って、「自然はいいよね。美しいよね」と言って帰ってもらったら、それは環境学習だったのかと言うと、おそらく違うような気がする。「今起こっているさまざまな環境問題をどうやって解決していくのか」ということを考える力をどうやって付けていくのか、ということ考えたときに、環境学習というのは、本来

暮らしの中全体に浸透していかなければいけないものであり、そのためのきっかけづくり、あるいは問題提起をする場所として、さまざまなプログラムが準備をされているというようなかたが望ましいのではないかなというふうに考えています。

きょう、資料を拝見しているところの資料2の4のところ、分野別の開催状況というのがあります、「里地、里山、それから食と農、生き物に関しては多く実施されているけれども、エネルギーや地球温暖化はあまり実施されてない」というふうにあります。しかし、おそらく食と農という問題の中には、輸送に係るエネルギーの問題ですとか、あるいは生き物でしたら、温暖化によってどうやって分布が変わってしまってきているとか、実際は複数分野にわたっているといます。実際イギリスなどでは、市民のチョウのモニタリングにより把握されたる分布変化で温暖化を検証しているという例もありますし、森林、里山の問題も、そういった里山の荒廃がどういふ問題を起こしているのかといったら、水環境に関わってくる。おそらく一つの目的に対してどういう結果が得られたのかということではなくて、さまざまに複雑に絡み合っている問題なんだよ、ということプログラムでどうやって伝えていくのかということを考えるべきだと思います。1:1に単純化した方が、効果の実証は分かりやすいですね。目的を定めて、その結果どのような効果が得られたかという検証の仕方をすると思うんですけど、それよりもむしろ総合的にどうやって物事を考えていくのかということをもっと意識できるようなかたちで、その環境という問題を捉えていくようなことがこの滋賀でできたらいいのではないかなというふうに考えています。

実際現場で子どもたちと関わっていても、環境のために、と思ってやっていることが環境の問題を生むということが皆さんたくさんあると思います。メダカがいてほしい、と思ってヒメダカ放してしまったとか、水がきれいになってほしいと思ったからホテイアオイを入れてしまったとか。環境の中ではそういう考え方ではないんだよ、ということ善悪ではなくて、考え方の根本としてどうやって皆さんに伝えていけるのかということ、この世界有数の古代湖がある、琵琶湖というものがあるこの滋賀の地で、ぜひ皆さんで考えていけたらなというふうに思っています。

委員長：

ありがとうございました。

委員：

私は、実際に現場で活動をしている立場から、お話をさせていただきますが、先ほど県が示された資料2-4の図表2は、市町を対象にアンケートを実施されたということで、「滋賀県地球温暖化防止活動推進センター」では、温暖化に関する出前講座を子どもから高齢者の方までを対象に昨年度105件実施しています。一過性のイベント的なものではなく、講座を実施しじっくり理解をしていただくということを狙いにしており、この中には含まれておりませんが、活動としては、実際に行っていますので、たぶん県域にもそういった他の団体の活動もあるかと思います。

それと今回いろいろお話をされている中で、地域の方とのつながりということで、当センタ

ーでは、実際には、その地域で活動しておられる「滋賀県地球温暖化防止活動推進員」というボランティアの方に研修をしていただいて、実際に現場に講師として出向いていただくかたちを取っております。地域の方がその地域の子どもたちに教える機会をできるだけ多くしたいと考えています。

次に学校教育についてですが、これは先ほど他の委員が言われたように、なかなか学校現場の先生はお忙しいですし、実際にその専門的な分野として取り組まれるのも難しいので、当センターでいろいろ教材を作ったりして提供させていただいているというケースがあります。なにぶん、時間数の問題や、他のカリキュラムとの関連もあり、まだ教材としてしっかりしたものが出来上がっていない部分もありますので、今後はそういう教材開発を積極的にやっていきたいと考えています。

ただ、実は昨年度からは、県からの委託事業として「低炭素社会づくり学習支援」というかたちで出前講座をさせていただいています。依頼はかなりたくさんいただいており、今年度は、現在90件程度依頼いただきました。プラスアルファ節電ということがありましたので、「節電セミナー」として国の補助でもさせていただき、一般の方にもたくさん受講いただいています。

あと学校のほうになかなか行かせていただくのが難しい状況にありますので、放課後児童クラブ等を利用させていただいて、子どもたちに遊びの中から学んでいただくというような機会も設けています。また特に高齢者の方を中心とした公民館講座などもさせていただいています。

課題は依頼をいただいても、やはり予算の関係等がありますので、どうしていくかということです。実際にその地域の講師、もしくは、そういうことができる方がいらっしゃるのに、なかなか学習を進めていただけないのは、間にコーディネーターが立つ必要があるからです。データベースに登録をされて、その方が学校に行かれるとか、地域のイベントに行かれるという場合がありますが、なかなか依頼者の要望、ニーズと実際に行っていただく方がマッチングしないというのが結構多いと思います。推進員さんの中でも、知識はいっぱい持っておられますが、では、学校の先生と同じように教えて、教育という立場で力を発揮できるかと言うと、なかなかそうはいかないということも結構ありますし、いっぽうでは研修をして力を付けていただくことも必要です。

そして、コーディネーターがしっかりとその相手のニーズを聞き取りながら、どの方が講師にいいかとマッチングをちゃんとする必要性がありますが、なかなかそういうコーディネーターは少ないと思います。いろんな地域団体があると思いますが、コーディネーターがしっかりとっていて、実際にコーディネーターも現場に行って、状況を見ながら進めるということが大事だと思います。ただ、現場に行くと予算的な面とか、時間的な拘束面とかが出てきますので、これから進めていくに当たって、県のほうにもいろいろな面で支援をいただく仕組みづくりが重要だと思います。本当に講座に対する要望は多くなってきています。

最後に、プラス、エネルギーという分野が必要になってくると思います。エネルギー教育です。実際にこれからどういうエネルギーを選んでいくのかをある程度の知識を持って、しかもさらに自分でエネルギーについて考えて選んでいく力を付けていく必要があると思います。これは子どもさんだけではなく大人にもそういうことが言えますが、それをどうするかたちで実際に環境教育の中に取り入れていくか。すごく難しい問題ではありますが、挑戦していきたい

と思いますので、小委員会でもご議論いただけたらと思っております。

委員長：

はい、ありがとうございました。最後に私のほうから。この委員長をお引き受けしてからつらつらと考えてみたのですが、幾つか問題意識はあります。

非常に分かりやすいところから言うと、一つは消費学習。少し古い言葉になりますが、滋賀県の40年前の石けん運動というのは、もともと消費学習活動、運動として始まりました。あるいは、その中心となったのが各地にできた消費学習グループです。もちろん、合成洗剤ではなくて石けんを買うという消費に関する行動に基づいた運動でした。今日においても、たとえば食と農の問題を解決するには、多少お値段が高くても環境こだわり農産物を買う、魚のゆりかご水田米を買う、そういった消費者を育てる必要があるということです。

あるいはエネルギーにしても、今の日本では難しいですが、海外であればクリーンなエネルギーを選んで買うということが出来ます。ある意味で再びというか、もう一度消費に関する行動をどうしていくかということが大事になってきているのではないかという気がしています。そういった意味で、古い言葉でありますから少し言葉を考え直す必要はありますが、昔でいう消費学習的なところを、いま一度重要視していくべきではないかという気がしています。

それから、要は環境教育、あるいは環境学習というのがどんどんその領域を広げていき、あるいは必要性に迫られて、それこそE S Dのようなかたちでの発展をしてきたと。ということは、もう教育とか学習という枠組みでは収まり切らないということになります。私個人としては課題解決型の学習であるとか、そういったものを今後は目指していくべきではないかと考えていますが、そうすると、その先が私自身もよく分からないのは、環境教育と環境学習だけのためのコーディネーターとか推進員というのはあまり意味がないだろうということ。それこそ温暖化は温暖化推進員がいるし、昔、ごみはごみで推進員的な人がいましたし、いろいろな推進員とか、あるいはそれに関する仕組みというのがあるわけですが、E S D、持続可能な社会という方向性でいくと、全部包括してしまうわけですから。それならば、県も「予算がない、ない」とおっしゃっているところなので、そろそろ環境保全絡みの人づくりであるとか、そのあたりは全てをまとめていくべき時ではないか。拠点もしかり。環境学習だけの拠点というのはもう意味がないでしょう。広く、それこそ持続可能な社会づくりの活動の支援のための拠点づくりという観点から見直していくべきではないかと考えています。

最後にもう一点だけ。国のほうが協働取り組みという言葉を出してきております。協働というのは大事ではありますが、私自身としては注意しなければならないと思っています。というのは、新しい公共の担い手という言葉もありますが、これは要は、お金がなくなってきた公が民頼み、つまり、民の力で何とかしようという意味合いをもっています。環境あるいは街づくりの分野で、散々協働と言われてきましたが、残念ながら、行政と一般の方々の協働でうまくいっている例というのをほとんど聞いたことがありません。それが、またよりによって、今度は環境学習について、もう一回協働なのか、というイメージがあります。これからの時代は民主導、それはそれでいいと思うのですが、ならば新しいかたちでの官のあり方、行政のあり方というものをきちっとしておかないと、何から何まで民頼みで、名前だけ協働というのは

いただけないのではないかというふうに思っております。

行政ですから予算の範囲というのもございますが、そういった予算の中で、いかに効果的に持続可能な社会に向けた取り組みを推進していけるか、それが最初のほうに戻ってくるわけですが、要はもう個別の環境学習、環境学習なら環境学習、地球温暖化防止なら地球温暖化防止、あるいはそれ以外ならそれ以外というかたちをそろそろ考え直さなければいけないのではないかと思います。ただし、そうなりますと、この小委員会ですら議論できる範ちゅうではないなと思いつつも、好き勝手なことをしておりますが。

そういった意味では、この委員会というのは、非常に大きな視点で考えていかなければならないのだと思います。それがこの小委員会の範ちゅうで収まるか収まらないかは、それはあまりわれわれは気にしないようにして、事務局に気にしていただければいいのかな、というふうに思います。よろしく願いをいたします。

きょうは一回目ということもありまして、一通り、皆さんのいろんなご意見、その背景にある思いというものを聞かせていただいたような気がします。

そうしましたら、時間もそろそろ残りが少なくなってきましたので、最初に事務局のほうで説明していただいた今後のスケジュール、それから、多少ご質問の中にありました取りまとめのイメージ、このあたりについて、いま一度何かご意見、あるいはご質問等はございませんでしょうか。

委員長：

あるいは一通り、お話はしていただきましたが、自分の番のときにこれを言い忘れた、大事なことを言い忘れた、これだけは言っておきたいというようなご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そういえば、環境教育関係の資料いっぱいいただいて、とてもではないですが、全部に目は通せていないのですが、パラパラ見ていく中で気になったのが、「環境学習が目指す人材」というものです。すごく立派なことが書かれているのですが、あれは環境という言葉を取って、いわゆる学校教育が目指している人材としても通用するのでは。そこに環境が付くと、何か人材像として変わるのでしょうか。あまりにも一般論として「立派な大人になりましょう」とか「いろんなことができる大人になりましょう」ということがいっぱい書かれていて、それはそれでいいんですが、環境教育ではなく教育全般が目指すところと何が違うのかなというのが素朴な疑問です。

委員長：

好意的に解釈すると、環境というのがある意味で社会基盤の一番根っこの部分にありますから、人としてあるべき教育と環境教育が目指す人材像というのは限りなく一緒なんだというふうに理解すればいいのかなというふうにも思ったりもするのですが、いかがでしょうか。他にこれだけは言っておきたいことはございませんでしょうか。

はい、そうしましたら、まだ少し時間はありますが……。すいません。次第で「その他」というのがございました。事務局のほうから、「その他」として何かございますでしょうか。

事務局：

いいえ、特にございません。

委員長：

はい、そうしましたら、一応議題としましては用意されたものが一通り終わりましたので、進行のほうを事務局のほうにお返しいたします。